

## 新型コロナウイルス感染症に係る朝来市対処方針

令和 3 年 1 月 7 日、国は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく 2 度目の緊急事態宣言を、首都圏（1 都 3 県）を対象地域として発出しました。兵庫県は、令和 3 年 1 月 13 日に緊急事態宣言の対象地域に追加されましたが、令和 3 年 2 月 28 日をもって対象地域から解除されました。

本市においては、朝来市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本市対処方針の決定・改定等を行ってきましたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下の措置を実施します。

### I 期 間

- 緊急事態措置実施期間：令和 3 年 1 月 14 日～令和 3 年 2 月 28 日
- 以降の対処方針実施期間：令和 3 年 3 月 1 日～

### II 朝来市の対応

#### 1 感染予防対策・医療体制の確保等

- 感染予防対策を引き続き徹底して実施するとともに、市民への周知徹底を図ります。
- 患者発生時の対応や感染拡大防止について、健康福祉事務所、医師会等と情報共有を行い連携して対応を図ります。
- 市内の診療体制を維持するため、医療機関等へのマスク・消毒液等の確保を図ります。

#### 2 ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチン接種について、迅速かつ適切な接種体制の構築を図れるよう、医師会や県等と連携し調整・準備を進めます。

#### 3 学校等

##### (1) 市立小・中学校

##### ① 教育活動

- 十分な感染防止対策を講じた上で実施します。

- 特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討して実施します。なお、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定します。
- 受験及び就職活動に当たっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底します。
- 卒業式・入学式の開催に当たっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染防止対策を徹底します。

②部活動

(令和3年3月8日以降)

- 十分な感染防止対策を実施した上で、実施場所は、公式試合(※)を除き、3月31日までの間は、但馬内とします。また、活動時間は、「朝来市中学校部活動ガイドライン」に基づき、平日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とします。
- 令和3年3月8日から3月31日までは、但馬内で活動する練習試合、合同練習については、十分な感染防止対策を講じた上で実施するとともに、宿泊を伴う活動は実施しません。但馬外での公式試合については、教育委員会と協議します。
- 令和3年4月1日から4月6日までの間に、県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数、移動方法については、慎重に選定します。

(部活動の取扱い)

区 分	3/8(月)～3/31(水)		4/1(木)～4/6(火)	
	但馬内	但馬外	県内	県外
練習試合・合同練習	○	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
宿泊を伴う活動(合宿等)	×	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
公式試合(全国大会・国民体育大会等 その予選を含む) ※	○	協議	○	○

(2) 幼保連携型認定こども園、学童クラブ、子育て学習センター

- 感染防止対策を講じた上で、開園(設)します。

4 社会福祉施設

○高齢者施設、障害者施設等

- ・支援が必要な方々の福祉サービスが継続できるよう、感染防止対策を徹底していくとともに、マスク・消毒液等の確保を図ります。
- ・感染拡大防止のために介護施設への新規入所者や社会福祉施設等が職員を対象に実施するPCR検査等の受検支援をします。

- ・感染者が発生した場合の社会福祉施設での療養や自宅待機における訪問介護サービス等の継続、その他新たにサービスが必要となる場合には、県、介護支援専門員、相談支援専門員、施設、介護事業所等と連携し、必要なサービスが提供できるよう支援を図ります。

## 5 社会教育施設等

### ○社会体育施設、社会教育施設等

- ・生涯学習センター、温水プール「くじら」、屋内外運動施設、文化会館等については、令和3年3月8日以降、随時、関係者間の調整ができた施設から、感染防止対策を講じた上で、開館等時間を通常どおりとします。
- ・兵庫県新型コロナ追跡システムQRコードを掲示し、来館者に登録を呼びかけます。

## 6 事業活動への支援等

### ○中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・あさご元気産業創生センターを窓口とした市独自の相談窓口の設置と巡回相談を行います。
- ・金融機関、商工会との連携による情報共有及び相談業務を行います。

### ○事業活動への支援事業

- ・新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者を支援するため、以下の事業を実施します。

- ・セーフティネット保証（4・5号）、危機関連保証制度【国】
- ・兵庫県中小企業融資制度に係る緊急経済支援補助金【市独自】
- ・雇用調整助成金【国】
- ・雇用維持助成金【市独自】
- ・雇用安定支援金【市独自】
- ・経営継続支援金【市独自】
- ・ウィズコロナ新規事業展開等支援金【市独自】
- ・プレミアム付商品券事業（令和2年12月発売分）【市独自】
- ・朝来市ふるさと旅行券事業【市独自】（完売）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【国・県・市協調】
- ・緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【国】

※各事業の概要については別紙のとおり。

### ○金融機関への配慮要請

- ・既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮要請を行います。

### ○国・県の施策の積極的な活用等

- ・国・県の施策の積極的な活用や事業者への周知等を行います。

## 7 その他の支援等

### ○その他の支援事業

- ・事業活動への支援の他、新型コロナウイルス感染症に係る以下の支援事業を実施します。

- ・新生児臨時定額給付金【市独自】
- ・介護施設等感染拡大防止対策事業【国】
- ・介護施設新規入所者への新型コロナウイルス検査助成事業【国】

- ・介護施設等職員に対する PCR 検査等費用助成事業【市独自】
  - ・学習指導員の配置【国・県】
  - ・スクール・サポート・スタッフ追加配置事業【県】
  - ・ICTを活用した学習支援整備【国・市】
- ※各事業の概要については別紙のとおり。

○感染防止対策事業

・新型コロナウイルスの感染防止対策として、以下の事業を実施します。

- ・災害時避難所対策事業
  - ・防災施設等整備事業
  - ・小・中学校維持管理事業
  - ・小・中学校屋内運動場空調設備整備事業
  - ・こども園運営管理事業
  - ・子育て学習センター運営管理事業
  - ・放課後児童対策事業
  - ・図書消毒機購入事業
  - ・給食センター運営管理事業
- ※各事業の概要については別紙のとおり。

8 イベント等開催の考え方

(令和3年3月8日～令和3年3月21日まで)

○地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限を行いません。

○イベント等については、以下の考え方に基いて開催します。

・大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものについては、収容率を100%以内とします。席がない場合は、適切な間隔を確保します。

例：クラシック音楽コンサート、合唱、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典（説明会、ワークショップ、入学式、卒業式等）、展示会、地域の集い 等

・大声での歓声・声援等が想定されるものについては、収容率を50%以内とします。席がない場合は、十分な間隔（1m）を確保します。

例：ロックコンサート、ポップコンサート、スポーツイベント、ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント、地域の祭り 等

・イベント等を開催する際には、引き続き感染防止対策を講じます。

○市民・団体等が開催するイベント等についても、間隔確保を含めた感染防止対策を講じた上で実施してください。

9 外出自粛等

【不要不急の外出自粛等】

(令和3年3月8日～令和3年3月21日まで)

○日中も含めた不要不急の外出を自粛してください。特に、感染が拡大している地域への不要不急の往来及び感染リスクの高い施設等の利用を自粛してください。

○卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見による宴会などを控えてください。

### 【5つの場面の注意等】

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意してください。
  - ①飲酒を伴う懇親会等
  - ②大人数や長時間におよぶ飲食
  - ③マスクなしでの会話
  - ④狭い空間での共同生活
  - ⑤休憩室、喫煙所、更衣室等
- マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等の感染防止対策を実施してください。
- 毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談してください。
- 冬季を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿を行ってください。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録してください。

### 【飲食等】

- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない、感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を控えてください。
- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けてください。
- リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意してください。
- 会食は同居家族を除き1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控え、会話の際は扇子やマスク等により飛沫を防止してください。

## 10 風評被害対策

- 新型コロナウイルスに感染する可能性は誰にでもあるという意識のもと、デマやうわさに惑わされることなく、正しい情報に基づく冷静な行動に努め、感染者に対する誹謗中傷などは、厳に慎んでください。

## 11 こころの健康

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、「不安や心配で眠れない」「ストレスがたまる」などのお悩みがある場合は、一人で抱え込まずに早めにご相談ください。

相談窓口一覧については

朝来市ホームページ [朝来市 困ったときの相談窓口](#) で検索してください。

## 12 災害時の避難行動

- 新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない中、自然災害の脅威と感染症感染の複合災害に備えるため災害時の避難行動を推進します。
  - ・在宅避難、縁故避難、車中避難、避難所への避難とする分散避難を推進します。
  - ・一般避難者は、市内15か所の学校体育館を拠点避難所として開設し受け入れます。
  - ・一次避難所は高齢者や要援護者を優先した避難所とします。
  - ・拠点避難所の運営は朝来市新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル（Ver.2）に基づき運営を行います。

※ 避難行動の詳細については、「朝来市の避難行動等について（お知らせ）」をご覧ください。

### 13 庁内の対応

#### ○職員の感染予防対策

- ・執務中・会議ではマスクを着用します。
- ・会議の開催に当たっては、人と人との間隔を十分に保ち、余裕を持った会場とします。
- ・定期的に執務室の窓を開け、換気を行います。
- ・窓口カウンター・使用後の会議室等の消毒を随時行います。
- ・各職場における感染防止策の徹底を図ります。
- ・週休日の振替や年次有給休暇、特別休暇等の取得により出勤者の削減を図ります。
- ・在宅勤務や庁舎の空き会議室等を利用し、庁舎内の自席での勤務を削減します。
- ・飛沫防止シートを設置し、窓口でのせきやくしゃみによるしぶきの飛散を防止します。
- ・感染が拡大している地域への出張は真にやむを得ない場合のみとし、出張する場  
合においては、不特定多数が訪れる場所や、混雑する店舗等、感染の危険性が高い  
場所は可能な限り避けるなど、移動中及び現地での感染の危険性に十分注意を払  
うこととします。

#### [改定年月日]

- (令和2年4月14日改定)
- (令和2年4月28日改定)
- (令和2年5月1日改定)
- (令和2年5月5日改定)
- (令和2年5月18日改定)
- (令和2年5月25日改定)
- (令和2年5月29日改定)
- (令和2年6月23日改定)
- (令和2年7月17日改定)
- (令和2年7月22日改定)
- (令和2年7月31日改定)
- (令和2年8月4日改定)
- (令和2年9月7日改定)
- (令和2年10月2日改定)
- (令和2年11月17日改定)
- (令和2年11月27日改定)
- (令和2年12月25日改定)
- (令和3年1月15日改定)
- (令和3年1月27日改定)
- (令和3年2月8日改定)
- (令和3年2月26日改定)